

《用語解説》

《障害福祉サービス、地域生活支援事業サービスの種類》

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等を行うサービスです。
短期入所(ショートステイ)	介護する方が病気の場合等に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を受けることができるサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとても高い方に、居宅介護等のサービスをまとめて提供するサービスです。
相談支援	市が委託した相談支援事業所で相談を受け付けます。
手話通訳者等派遣	手話通訳者等の派遣を行うサービスです。
移動支援	屋外での移動が困難な方に外出のための支援を行います。冠婚葬祭、余暇活動等社会参加のためにも利用できます。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、地域との交流、生活訓練などの場を提供します。
訪問入浴サービス	在宅で寝たきりの重度肢体不自由の方に訪問して、入浴支援を行うサービスです。

日中一時支援	介護を行う方が不在などのときに、日中に施設で見守り等の支援を行います。
日常生活用具給付	障がいの程度・内容に応じて日常生活用具を給付します。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。